

運転免許を自主返納した方は「運転経歴証明書」を申請することができます。

☆自主返納とは、運転免許の有効期限内に自主的に免許を返納し、運転を引退することです。

○ 運転経歴証明書を申請できる方

- ・都内に住所のある方
- ・運転免許の取消申請（自主返納）を行うと同日に交付申請する方
- ・運転免許の取消申請（自主返納）をした日から5年以内の方

○ 申請場所

- ・都内の府中・鮫洲・江東運転免許試験場、神田・新宿免許更新センター、都内の警察署

○ 受付時間

- ・運転免許試験場（即日交付）
平日 8:30～16:00 日曜 8:30～12:00、13:00～16:00（土、祝休日、年末年始除く）
- ・運転免許更新センター、都内の警察署（後日交付〔約2週間程度〕）
平日のみ 8:30～17:15（土、日、祝休日、年末年始除く）

○ 必要なもの

- ・写真（縦3cm×横2.4cm）1枚（無帽、正面、上三分身、無背景で申請前6ヶ月以内に撮影したもの）※運転免許更新時の申請写真に準じて用意してください。
- ・手数料1,100円 ※手数料は手数料条例改正により、変更となる場合があります。
- ・運転免許証
- ・すでに免許証を返納されている方は、住所、氏名、生年月日が確認できるもの
※住民票（マイナンバーが記載されていないもの。コピー不可）、健康保険証等
※運転免許試験場での手続きとなります。

○ 「運転経歴証明書」を提示することにより、高齢者運転免許自主返納サポート協議会の加盟店や東京都の文化施設、美術館等で様々な特典を受けることができます。

○ 代理人申請

運転免許の取消申請（自主返納）と運転経歴証明書の交付申請は、代理人の方でも可能です。委任状の提出等条件があります。



「運転経歴証明書見本」

※「運転経歴証明書」は身分証明書として用いることができます。（一部に対応していない機関もあります。）

※一度免許を返納すると、再度試験を受けて合格しない限り、運転免許を取得することはできません。

※詳細は、警視庁ホームページ又は最寄りの警察署でご確認ください。